

土成中学校屋内運動場空調機器設置事業

募集要項

令和8 年 10 月

阿波市

目次

第1	基本的事項	-1-
1	募集要項の位置づけ	-1-
第2	事業概要	-1-
2	事業対象	-1-
3	事業目的	-1-
4	事業方式	-1-
5	提案上限価格等	-1-
6	事業期間等	-1-
7	事業内容	-2-
第3	応募条件等	-2-
1	応募事業者の構成等	-2-
2	代表構成員の備えるべき参加資格要件	-2-
3	設計監理担当構成員の備えるべき参加資格要件	-3-
4	応募に関する留意事項	-4-
第4	スケジュールについて	-5-
1	募集要項等の公表	-5-
2	現地見学会	-5-
3	募集要項等に関する質問の受付、回答	-6-
4	参加表明書、提案書等の提出方法	-6-
第5	審査及び評価	-7-
1	選定委員会の設置	-7-
2	審査方法	-7-
3	評価項目及び評価基準	-8-
4	審査結果の通知	-10-
5	優先交渉権者の決定	-11-
6	契約手続き	-11-
第6	その他	-11-

第1 基本的事項

1 募集要項の位置づけ

この「土成中学校屋内運動場空調機器設置事業者募集要項」(以下「募集要項」という。)は、阿波市が「土成中学校屋内運動場空調機器設置事業」(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、設計業務、工事及び工事監理業務等を一括して実施する事業者(以下、「選定事業者」という。)を、プロポーザル方式により選定(以下、「本プロポーザル」という。)することに関して、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定める。

別添資料の「土成中学校屋内運動場空調機器設置事業要求水準書」、「土成中学校屋内運動場空調機器設置事業 様式集」、は、募集要項と一体のものとする。

第2 事業概要

1 事業名称

土成中学校屋内運動場空調機器設置事業

2 事業対象

選定事業者は、以下に示す阿波市内の中学校(以下「対象校」という。)の居室を本事業の対象として、空調設備等を設置する。

(1) 本事業の対象校

阿波市立土成中学校 (徳島県阿波市土成町吉田字一本松の二42番地)

3 事業目的

本事業は、近年の猛暑に対応し、屋内運動場で行われる学校行事等での熱中症対策を強化するとともに、災害時には避難所として活用される屋内運動場の防災機能強化と耐災害性の向上を目的として、アリーナ及び柔道場への空調機器新設を、早期に整備を実現するため、設計施工一括発注方式により整備するものである。

4 事業方式

本事業は、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫により、工期短縮を図るため、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として阿波市との契約を締結したうえで要求水準書、提案書等の内容を基に、空調設備等の設計、工事、工事監理からなる「設計・施工一括発注方式」により実施する。

5 提案上限価格等

(1) 提案上限価格

提案上限価格は下記のとおりとし、提案価格は提案上限価格を超えないこと。

提案上限価格	182,570,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)
うち設計業務委託料	7,839,000円
うち工事請負費	170,240,000円
うち監理業務委託料	4,491,000円

(2) 最低制限価格

無

6 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行う。

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年阿波市条例第49号)第2条の規定に基づく議会の議決があった日の翌日から、令和9年

3月31日までとする。ただし、予算の繰越に係る議会の議決があった場合は、令和9年1月2月10日までを予定している。

7 事業内容

別添 土成中学校屋内運動場空調機器設置事業要求水準書の規定のとおり。

第3 応募条件等

1 応募事業者の構成等

(1) 応募事業者の構成

応募事業者は、特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）によるものとし、共同企業体の構成員の数は代表構成員と代表構成員以外の構成員（以下、「設計監理担当構成員」という。）を合わせた2とする。

(2) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加表明書の提出日から本契約締結日までに、第3の2及び3の参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合は、失格とする。

2 代表構成員の備えるべき参加資格要件

次のすべてに該当すること。

(1) 単体企業であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年阿波市告示第15号）に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。

(4) 阿波市暴力団等排除措置要綱（平成23年阿波市告示第20号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中でないこと。

(5) 次の申立てのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て

※会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定し、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていないものとみなす。

(6) 次の企業でないこと。

ア 本事業に係る基本設計業務の受託企業

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7

株式会社 上設計

イ 次の資本面又は人事面において密接な関連がある企業

(ア) 「ア 本事業に係る基本設計業務の受託企業」の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている企業

(イ) 代表権を有する役員が、「ア 本事業に係る基本設計業務の受託企業」の代表権を有する役員を兼ねている企業

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行っていない者であること。

(8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(9) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（契約締結日が審査基準日から1年7か月の有効期限内に含まれるものに限る。）の写しを提出できること。

(10) 徳島県内に本店、支店または営業所があること。

(11) 令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載され建築一式工事の格付特A級であること。又は、令和8年度の阿波市入札参加有資格者名簿に登載され、建築一式工事の格付特A級であること。

- (12) 共同企業体の出資比率は、30 パーセント以上であること。
- (13) 次のすべてを満たす建築一式工事の元請として施工実績を有すること。
- ア 平成 28 年 4 月 1 日から本公告日までの間に完成し、引渡しが完了した工事であること。
- イ 国の行政機関、地方公共団体が発注した工事又は国の「工事成績相互利用登録機関」が発注する「工事成績評価相互利用対象工事」として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事のうち、建築一式工事で請負金額が 1 億円以上の工事であること。
- ※特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合に限る。
- (14) 次のすべてを満たす担当者を配置できること。
- ア 統括管理技術者
- (ア) 設計・監理業務及び施工を総合的に統括管理し、事業者の代表として適確な判断、対応が可能な者であること。
- (イ) 応募資格の基準日以前に代表構成員と 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (ウ)
- イ 施工管理技術者
- (ア) 施工に関する技術的な管理等に対応が可能な者であること。
- (イ) 一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- (ウ) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）を有し、第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習を受講した者であること。
- (エ) (13) で規定する工事における現場代理人、主任技術者又は監理技術者として工期の 2 分の 1 を超える施工経験を有する者であること。
- (オ) 応募資格の基準日以前に代表構成員と 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (カ) 施工管理技術者は、統括管理技術者と兼務することができる。
- ウ 現場代理人
- (ア) 施工現場における企業の代理人として、現場に常駐し、現場での総合管理、関係機関との調整等の対応が可能な者であること。
- (イ) 応募資格の基準日以前に代表構成員と 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (ウ) 現場代理人は、統括管理技術者及び施工管理技術者と兼務することができる。

3 設計監理担当構成員の備えるべき参加資格要件

次のすべてに該当すること。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 令和 8 年度阿波市競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント業務）に登載されていること。なお、登載されていない場合には、第 4 の 4 の（2）のアの（ク）を満たす書類を提出すること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 阿波市建設業者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。
- (5) 阿波市暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中でないこと。
- (6) 次の申立てのいずれにも該当しないこと。
- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て
- イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て
- ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- ※会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定し、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていないものとみなす。
- (7) 次の企業でないこと。
- ア 本事業に係る基本設計業務の受託企業
- 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町 45 番地 7

株式会社 上設計

イ 次の資本面又は人事面において密接な関連がある企業

(ア)「ア 本事業に係る基本設計業務の受託企業」の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている企業

(イ)代表権を有する役員が、「ア 本事業に係る基本設計業務の受託企業」の代表権を有する役員を兼ねている企業

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行っていない者であること。

(9) 設計監理担当構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(10) 共同企業体の出資比率の最小限度は、7パーセント以上であること。

(11) 設計監理担当構成員については、次のすべてを満たす設計業務の元請として業務実績を有すること。当該実績は、第4の4（2）の提出書類に記載の商号又は名称と合致すること。

ア 平成28年4月1日から本公告日までの間に完了し、承認を受けた業務であること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校のうち、園舎、校舎または、屋内運動場のいずれかの複数居室における空調設備の設計業務であること。

※イに掲げる居室を有する施設の建築工事、耐震工事または改修工事の設計における空調設備の設計業務を含む。

(12) 次のすべてを満たす担当者を配置できること。

ア 設計管理技術者

(ア) 本事業に関する実施設計・設計図書の作成等に対応が可能な者であること。

(イ) 一級建築士の資格を有する者であること。

(ウ) 応募資格の基準日以前に設計監理担当構成員と3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。

イ 工事監理技術者

(ア) 本事業に関する設計図書と施工の整合性の確認、諸検査等に関する工事監理の対応が可能な者であること。

(イ) 一級建築士の資格を有する者であること。なお、工事監理技術者は設計管理技術者と兼務することができる。

(ウ) 応募資格の基準日以前に設計監理担当構成員と3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。

4 応募に関する留意事項

(1) 応募事業者は、提案審査書類等の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとす

る。

(2) 本プロポーザル参加に関し必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 応募に関して、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、阿波市に帰属する。

(5) 提出された書類については、変更できないものとし、返却はしない。

(6) 応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類は、阿波市情報公開条例（平成17年阿波市条例第9号）に基づき、公開することがある。

(7) 阿波市の提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、阿波市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(8) 応募事業者が応募を辞退するときは、参加辞退届（様式第12号）を提出すること。

(9) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 参加表明書の提出時から本契約締結までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一事項に対し、2通以上の書類が提出された場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- エ 著しく信義に反する行為があった場合
 - オ その他阿波市が不適当と判断した場合
- (10) その他

- ア 阿波市が提示する資料、質問に対する回答書は、募集要項等と一体ものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、阿波市ホームページに掲載する。ただし、参加表明書、提案書等の受付期間終了後は、応募事業者に通知する。
- ウ 第3の2の(7)及び3の(7)入札参加資格要件における暴力団等の関与に関する確認において、役員等についての名簿その他の情報の提供を求めた場合は、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を提出すること。またその他、阿波市が求めた資料提供等をはじめ、情報の開示や情報共有に応じること。

第4 スケジュールについて

募集スケジュール等は次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとする。

内 容	期 日
募集要項等の公表	令和8年10月2日（金）
現地見学会	令和8年10月24日（土）
募集要項等に関する質問の受付期間	令和8年10月19日（月）～令和8年10月27日（火）
募集要項等に関する質問への回答	令和8年10月30日（金）
参加表明書及び提案書等の受付期間	令和8年10月30日（金）～令和8年11月6日（金）
第一次審査	令和8年11月13日（金）
第一次審査の結果通知	令和8年11月13日（金）
第二次審査	令和8年11月20日（金）
第二次審査の結果通知	令和8年11月中旬～下旬頃
優先交渉権者の決定	令和8年11月下旬頃
仮契約の締結	令和8年11月下旬～令和8年12月上旬頃
本契約の締結	令和8年12月中旬頃
本事業開始	本契約の締結の翌日

1 募集要項等の公表

(1) 公表の方法

本事業に関する募集要項等は、阿波市ホームページで公表する。

阿波市ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp/>

(2) 公表の資料

- ア 本事業募集要項（本書）
- イ 要求水準書
- ウ 様式集

※上記書類が必要な場合は、各自、阿波市のホームページからダウンロードすること。

2 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 現地見学会

ア 日 時 令和 8 年 10 月 24 日 (土) 午後1時30分から (受付は午後1時10分から)

イ 場 所 土成中学校 校舎 玄関前

(2) 留意事項

ア 現地見学会の参加希望者は、現地見学会参加申込書 (様式第 1 号) に、必要事項を記入のうえ、令和 8 年 10 月 22 日 (木) 午後1時まで、教育総務課へ電子メールにて申し込むこと。

また、電子メールのタイトルは、「【事業者名】現地見学会参加申込書」とすること。

なお、申込後、参加の可否や注意事項等について、阿波市から別途、参加希望者へ連絡する。

メールアドレス : kyoikuアットマークawa.i-tokushima.jp

※迷惑メール対策として、アットマークを文字列表記としているので、@に置き換えること。

イ 現地見学会では、原則として、募集要項等を配布しないため、各自持参すること。また、各施設の図面について、現地見学会参加申込書にて希望する者にのみ、前日までに電子メールでPDFデータを送付する。

ウ 現地見学会への参加人数は、5名までとし、阿波市の指示に従うこと。また、途中退席は認められ、途中からの参加、交代は認めない。

3 募集要項等に関する質問の受付、回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、その回答は、阿波市ホームページにて回答する。なお、電話、口頭等の個別の対応はせず、対象校への連絡は禁止する。また、無用な混乱を招く恐れがあるときは、質問に回答しない場合がある。

(1) 質問の提出方法

質問書 (様式第 2 号) により電子メールにて提出すること。なお、電子メールのタイトルは、「【事業者名】募集要項等に関する質問」とすること。

(2) 受付期間

令和 8 年 10 月 19 日 (月) 午前 8 時 30 分から令和 8 年 10 月 27 日 (火) 午後 4 時まで

(3) 提出先

阿波市 教育部 教育総務課

メールアドレス : kyoikuアットマークawa.i-tokushima.jp

※迷惑メール対策として、アットマークを文字列表記としているので、@に置き換えること。

(4) 回答予定日

令和 8 年 10 月 30 日 (金) 阿波市ホームページにて掲載する。

4 参加表明書、提案書等の提出方法

応募事業者は、次により参加表明書、提案書等を提出すること。

(1) 期間

令和 8 年 10 月 30 日 (金) から令和 8 年 11 月 6 日 (金) 午後 5 時までの間に到達

(2) 提出書類

ア 参加表明書

令和8年度阿波市入札参加有資格業者名簿に登載されている構成員は、(ク) の提出は必要ない。

(ア) 参加表明書 (様式第 3 号) 1 部

(イ) 誓約書 (様式第 4 号) 1 部

(ウ) 特定建設工事共同企業体協定書 (様式第 5 号) 1 部

(エ) 共同企業体委任状 (様式第 6 号) 1 部

(オ) 使用印鑑届 (様式第 7 号) 1 部

(カ) 特定建設業の許可を証する書類の写し 1 部

(キ) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し 1 部

(ク) 別紙 1-1、1-2 及び 2 記載の書類

イ 提案書等

(ア) 企画提案書 (様式第 8 号) 1 部

- (イ) 提案価格書（様式第9号）1部
- (ウ) 提案価格内訳書（様式第10号）1部
- (エ) 連絡先届出書（様式第11号）1部
- (オ) 代表構成員の施工実績（様式第13号）1部
- (カ) 設計監理担当構成員の業務実績（様式第14号）1部
- (キ) 配置予定技術者一覧（様式第15号）1部
- (ク) 施工管理技術者の施工経験（様式第16号）1部
- (ケ) 提案書（様式第17-①号～⑥号）各正1部・副14部
- (コ) プレゼンテーション用資料 正1部・副14部 ※該当する場合
- (サ) 様式第13、14号の記載事項を証明する書類（記載事項を確認するための契約書、業務完了承認書、仕様書等の写し）各1部
- (シ) 様式第15号の記載事項を証明する書類（有資格者証書等の写し）各1部
- (ス) 様式第16号の記載事項を証明する書類（記載事項を確認するための契約書、業務完了承認書、仕様書等の写し等）各1部

ウ 提出書類の書式等及び作成方法

- (ア) 提出書類の様式は、様式集の定められた様式を使用し、記述する文字のポイントを10.5ポイント以上とし、各提案書はA4版1ページ以内に収めること。カラー印刷や写真、イラスト等の使用は可とする。
- (イ) プレゼンテーション用資料の様式は任意とするが、記述する文字の述する文字のポイントを10.5ポイント以上とし、A4版20ページ以内に収めること。カラー印刷や写真、イラスト等の使用は可とする。なお、提案書の内容を逸脱することなく、提案書を補足するものであること。
- (ウ) 本事業は、契約締結時に提出書類を原則契約書の一部とする。
- (エ) CD-R又はDVD-Rに、提出書類の電子データ（PDF及び元データ）を格納し提出すること。
- (オ) 本事業に係る事業費の上限額は、第2の5の提案上限金額とし、提案価格は、この範囲内で記入すること。
- (カ) 無効となる提出書類
 - a 到達期限内に到達しないもの
 - b 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されているもの
 - d その他阿波市が不適切と判断したもの

(3) 方法

- ア 持参又は郵便（簡易書留等の追跡可能な方法）にて提出すること。
- イ 提出先 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1
阿波市教育委員会 教育部 教育総務課
- ウ 書類一式等を封筒等に入れ、表面に次の内容を朱書きで記入すること。
 - (ア) 案件名称
 - (イ) 応募事業者の所在地及び商号又は名称
※代表構成員の所在地及び商号又は名称とすること。
 - (ウ) 「企画提案書等在中」の旨

第5 審査及び評価

1 選定委員会の設置

土成中学校屋内運動場空調機器設置事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、審査により、優先交渉権者を決定する。

2 審査方法

(1) 選定方法

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。また、優先交渉権者は、第一次審査の評価点、第二次審査の評価点の合計点である評価値が最も高い者とする。

(2) 第一次審査

第一次審査は、次により行う。なお、審査の結果、失格となった場合は、第二次審査に進むことができない。

ア 審査資格

選定委員会は、第4の4により提出された参加表明書等により、第3の2及び3の参加資格要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。

イ 提案内容の基礎審査

選定委員会は、参加表明書、提案書等に記載された内容が、次の（ア）から（オ）までの項目を満たしていることを確認し、1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

（ア）提出書類に示す各項目に対しての記載に不備がないこと。ただし、軽微なものは除く。

（イ）提案書について、同一項目に対する2通り以上の提案、提案事項間の齟齬、矛盾がないこと。

（ウ）提案書について、履行不可能な内容が記載されていないこと。

（エ）提案書について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

（オ）提案価格が、上限額を超えていないこと。

（3）第二次審査

ア 1 応募事業者ごとに提案書、ヒアリングの審査を、次のとおり実施する。

（ア）日 時 令和8年11月20日（金） 開始時間：未定

（イ）場 所 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

（イ）会 場 阿波市役所 2階 災害対策本部室

（イ）控 室 阿波市役所 2階 202協議室 他

（ウ）準備物 パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、応募事業者が準備（スクリーンは、本市で準備する。）すること。

（エ）出席者 3名までとする。

（オ）順 番 参加表明書の受付順番とする。

（カ）時 間 説明は20分以内とし、その後、ヒアリングを10分程度行い、合計30分程度とする。

イ 説明は、始めに、第5の3の評価項目等の評価項目のうち、「3. 事業計画・実施体制の妥当性」から「8. 追加提案」までの説明を行い、全部で20分以内とすること。

3 評価項目及び評価基準

（1）評価項目等

次の評価項目により、200点満点で評価する。

評価項目	評価内容	配点
1. 代表構成員の評価	- 代表構成員の要件を満たす施工実績 - 施工管理技術者の要件を満たす施工経験	10 10
2. 提案価格	・応募事業者のうち、提案価格は最低である応募事業者を満点の40点とする。その他の応募事業者については、次の算定により算定する。また、評価点は、少数点第2位（第3位四捨五入）とする。 評価点＝32×（最低提案価格/各応募事業者の提案価格） 【例①】最低提案価格 8,000千円、提案価格8,000千円の場合 最低提案価格のため 40 【例②】最低提案価格 8,000千円、提案価格10,000千円の場合 32×（8,000千円/10,000千円）＝25.6	40
3. 事業計画・実施体制の妥当性	①事業実施にあたって、本事業の目的を十分に理解した事業計画となっているか ②学校運営を考慮し、設計・工事・工事監理の役割、責任及び関係を明確にした管理体制が構築されているか、また工事監理における	5 5

	権限が明確に守られているか	
4. 設計、工事等の実施方針及びスケジュールの妥当性	①設計、工事や各種調整、検査等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実なスケジュールとなっているか、またスケジュールどおりの事業遂行について具体的な工程が想定、工夫がなされているか ②学校運営への影響を少なくする工期短縮や施設利用停止期間短縮等の提案がなされているか	20 10
5. 空調設備の特徴（災害時対応含む）、維持管理の配慮	①空調設備の性能、機能の特徴に優れた提案があるか ②操作性や耐災害性が高く、災害時には迅速に使用ができ、健康被害を予防できるなど、避難所として、活用できる設備を採用しているか ③機器設置完了後の使用時の安全性やライフサイクルコスト削減のための工夫に対する提案があるか	5 20 5
6. 学校現場の特性に配慮した工夫	①工事中の生徒、教職員等への安全性の確保に対する提案があるか ②工事中における騒音、振動並びに停電や断水などの学校運営への影響に対する配慮が示されているか ③室外機や液化石油ガス容器収納庫、配管などの設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣住民への影響に配慮した提案がなされているか（安全性、温度、公害等）	10 10 10
7. 地域への貢献度	①地域経済への貢献度 ・応募事業者のうち、阿波市内事業者発注見込率は最高である応募事業者を満点の10点とする。その他の応募事業者については、次の算定により算定する。また、評価点は、少数点第2位（第3位四捨五入）とする。 $\text{評価点} = 10 \times (\text{各応募事業者の阿波市内事業者発注見込率} / \text{最高阿波市内事業者発注見込率})$ ・発注見込率の算定方法については、阿波市内に本店、支店又は、営業所がある事業者と建設業法に基づく下請負及び材料の調達に関する金額で算定すること。また、構成員が阿波市内業者の場合、直接工事、業務の履行に関する金額を含めることができる。 【計算例①】 最高発注見込率 30% 発注見込率 30% $10 \times (30\% / 30\%) = 10$ 【計算例②】 最高発注見込率 30% 発注見込率 15% $10 \times (15\% / 30\%) = 5$ ②事業実施において、阿波市内事業者の参加・活用となっているか ③阿波市内事業者発注見込率に対して、実現可能な計画となっているか	10 5 5
8. 追加提案	①その他事業実施にあたり優れた提案があるか	20
総合計		200

(2) 評価項目1の評価方法

第4の4の(2)のイの提出書類(オ)、(ク)の記載内容及び(サ)、(ス)の記載事項を証明する書類をもって、次のとおり評価する。

ア 代表構成員の要件を満たす施工実績

評 価 基 準	評価点
第3の2の(13)で規定する工事の施工実績が10件以上かつ当該工事のうち床面積1,000平方メートル以上の居室に空調整備を伴った工事が2件以上	10点
第3の2の(13)で規定する工事の施工実績が10件以上かつ当該工事のうち床面積1,000平方メートル以上の居室に空調整備を伴った工事が2件未満	8点
第3の2の(13)で規定する工事の施工実績が10件以上	6点
第3の2の(13)で規定する工事の施工実績が10件未満	4点
第3の2の(13)で規定する工事の施工実績が5件未満	2点

イ 施工管理技術者の要件を満たす施工経験

※施工経験は、工期の2分の1を超える現場代理人、主任技術者または、監理技術者として従事した経験とする。

評 価 基 準	評価点
第3の2の(13)で規定する工事の施工経験が10件以上かつ当該工事のうち床面積1,000平方メートル以上の居室に空調整備を伴った工事が2件以上	10点
第3の2の(13)で規定する工事の施工経験が10件以上かつ当該工事のうち床面積1,000平方メートル以上の居室に空調整備を伴った工事が2件未満	8点
第3の2の(13)で規定する工事の施工経験が10件以上	6点
第3の2の(13)で規定する工事の施工経験が10件未満	4点
第3の2の(13)で規定する工事の施工経験が5件未満	2点

(3) 評価項目3～7の評価方法

ア 次の評価基準に基づき、評価を行う。評価点は、各評価者の評価点の平均点とし、少数点第2位(第3位四捨五入)とする。

評 価 基 準		評価点
評価の内容について記載の不足が感じられない。	創意工夫があり特に効果的な内容である。	配点×1.0
	創意工夫があり、効果的な内容である。	配点×0.8
	平凡的な内容である。	配点×0.6
評価の内容について記載の不足が感じられる。		配点×0.4
評価の内容について記載に不足が多く感じられる。		配点×0.2

(4) 評価項目8の評価方法

0～20の範囲の4点刻みで評価し、評価点とする。評価点は、各評価者の評価点の平均点とし、小数点第2位(第3位四捨五入)とする。

4 審査結果の通知

(1) 第一次審査の結果通知

第一次審査の審査結果は令和 8 年 11 月 13 日（金）に電子メール又は、郵送にて全応募事業者に書面で通知する。

(2) 第二次審査の結果通知

第二次審査の審査結果は、第二次審査に参加した応募事業者に通知する。

5 優先交渉権者の決定

阿波市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、評価値が最も高い応募事業者が2者以上あった場合は、評価項目「4. 設計、工事等の実施体制及びスケジュールの妥当性」の評価点が最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、評価項目「2. 提案価格」の評価点が最も高い応募事業者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより、優先交渉権者を決定する。また、優先交渉権者が契約を締結しない場合、第3の2及び3の要件を満たさなくなった場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行う。ただし、選定委員会が適切な事業者でないと判断した場合は、この限りでない。なお、選考審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集することがある。

6 契約手続き

優先交渉権者の決定後、提案価格書（様式第8号）、提案価格内訳書（様式第10号）を契約時の見積書と取り扱い、当該事業者と仮契約を締結する。なお、令和 8 年 12 月予定の阿波市議会において、議会の議決を得た場合、仮契約は本契約として成立する。

第6 その他

1 審査結果については、優先交渉権者決定後、応募事業者名を匿名として順位及び評価値を公表する。また、優先交渉権者については、事業者名及び提案価格も公表する。

2 審査結果への不服及び異議申し立ては、認めない。

3 応募事業者が1者となった場合でも審査を行い、その結果、適切な事業者であると選定委員会が認めるときは、優先交渉権者として決定する。なお、当該事業者の評価点（評価項目2の評価点・評価項目の7の①の評価点を除く、評価項目1、3～6、7の②・③の合計点）が満点（150点）の60%（90点）未満であった場合は、選定しないものとする。

4 契約締結後、請負者の責めに帰すべき事由により、請負者の評価値が減点される場合、次の方法により違約金を算定し、請負者に請求する。

$$\text{違約金} = \text{当初契約額（税込）} \times (1 - (A/B))$$

※A：減点後の評価値

※B：減点前の評価値

5 担当者の配置及び変更の制限

(1) 本プロポーザルにおいて提案された担当者は、原則として変更することはできない。

(2) 前項の規定にかかわらず、病気、死亡、退職その他受注者の責めに帰さないやむを得ない事由により、担当者を変更せざるを得ない場合は、事前に発注者の書面による承認を得なければならない。

(3) 前項の規定により担当者を変更する場合は、変更後の担当者が、本募集要項に定める参加資格要件を満たし、かつ、当初提案された担当者と同等以上の経歴、実績および資格を有する者でなければならない。

(4) 正当な理由なく提案と異なる担当者を配置した場合、または前二項の規定に反して担当者を変更した場合は、契約の取り消し、または契約解除等の措置を講ずることがある。また、受注者の今後の入札参加資格において、指名停止等の対象とする場合がある。

6 問合せ先

所在地：〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市 教育部 教育総務課
電話番号：0883-36-8740 FAX：0883-36-8762

